

○藤岡市議会災害対応規程

令和2年9月23日

議会告示第1号

改正 令和4年9月26日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、藤岡市において市民の生命、財産等に甚大な被害を及ぼす暴風、大雪、洪水、地震等の災害が発生したときに、藤岡市議会議員(以下「議員」という。)が、藤岡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、市議会として共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「災害」とは、災害対策本部の設置に該当する災害をいう。

(連絡会議の設置)

第3条 藤岡市議会議長(以下「議長」という。)は、災害対策本部が設置され、かつ、必要があると認めるときは、藤岡市議会内に藤岡市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することができる。

- 2 議長は、連絡会議を設置したときは、災害対策本部に連絡する。
- 3 連絡会議は、藤岡市庁舎内の藤岡市議会事務局に設置する。ただし、藤岡市庁舎が使用できないときは、災害対策本部と協議のうえ、議長が別に定める場所に設置する。
- 4 前項の場合において、議長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で連絡会議の会議を開催することができる。

(連絡会議の組織)

第4条 連絡会議は、議長、副議長及び藤岡市議会委員会条例(平成15年条例第18号)第2条第2項に規定する各常任委員会委員長をもって組織する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 各常任委員会委員長は、議長の命を受けて連絡会議の事務に従事する。
- 5 議長及び副議長に事故あるとき又は欠けたときは、各常任委員会委員長のうち総務常任委員会委員長が議長の職務を代理する。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の議員に対し、連絡会議

への出席を求めることができる。

(連絡会議の所掌事務)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認を行うこと。
- (2) 災害対策本部から災害情報を収集し、各議員に提供すること。
- (3) 各議員からの地域の被災情報等を収集及び整理し、災害対策本部に提供すること。
- (4) 災害対策本部への要望等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立及び維持させること。
- (2) 連絡会議からの情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議に報告すること。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、藤岡市地域防災計画に従って行動し、必要に応じて連絡会議と災害対策本部との間の連絡調整等を行うこと。
- (2) 議会事務局職員は、連絡会議の事務を補助すること。

(連絡会議の解散)

第8条 議長は、連絡会議に諮り、これを解散する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年議会告示第1号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。